

金・プラチナ取引ルールについて

楽 天 証 券 株 式 会 社

目 次

1. 金・プラチナ取引のお申込みの流れ	2
2. 取引開始基準	
3. 取引の方法	
4. 取扱銘柄	3
5. 取引の種類と金額	
6. 手数料	
7. 積立取引の買付けの方法	4
8. 金銭の払込み	
9. 積立取引の申込期限、引落日、積立開始日、金額（重量）変更及び積立停止	
10. 取扱時間	5
11. 約定日、受渡日	6
12. 注文の種類	
13. 注文の上限	
14. 貴金属の引出し、預け入れ	
15. 取引情報の照会	
16. お預かり方法	
17. お客様の資産の保全	
18. クーリングオフの非適用	7
19. 障害時等の取扱いについて	

1. 金・プラチナ取引のお申込みの流れ

金・プラチナ取引のお申込みの流れは、次のとおりです。

- ① 当社に総合証券取引口座又は法人口座を開設していただきます。
- ② メンバーページの金・プラチナ取引申込画面から、お申し込みいただきます。
申込画面において、『金・プラチナ取引規定』及び『金・プラチナ取引ルールについて』（本説明書）を電子交付しますので、よくお読みいただき、取引の仕組みやリスク等を十分ご理解、ご承諾の上、お申し込みください。
- ③ WEB画面上で取引ルールなど質問事項にお答えいただき、審査を行います（ただし、当社が必要と判断したお客様につきましては、電話での審査を行います。）。
なお、金融商品仲介業者（IFA）経由で開設いただいた口座については、金・プラチナ取引をご利用いただくことができません。

2. 取引開始基準

当社の金・プラチナ取引を開始するに当たっては、以下の基準を満たすことが必要となります。

また、取引開始後にこの基準を満たさなくなった場合、お客様の金・プラチナ取引のご利用を制限し、又は廃止する場合がありますので、ご注意ください。

- お客様が当社の総合証券取引口座又は法人口座を開設していること。
- お客様がインターネットをご利用になれる環境をお持ちであり、パソコンの操作に支障がなく、ご自身のメールアドレスをお持ちであること。
金・プラチナ取引のお申し込みは、当社のWEBサイトにて受付いたします。したがって、インターネットをご利用になれる環境は必須となります。カスタマーサービスセンターでのお取引は補完的なものとしてご利用ください。また、重要なお連絡につきましては、電子メールで当社からご連絡いたしますので、ご自身のメールアドレスをお持ちであることも必須となります。
- お客様が『金・プラチナ取引規定』及び『金・プラチナ取引ルールについて』（本説明書）をよく読み、同意していること。
- お客様ご自身の判断と責任において、ご自身のために、ご自身の資金で取引を行うものであること。
- お客様が当社と常に連絡を取れる状況にあること。
- お客様が住所や電話番号、職業（勤務先）等を当社に正しくご登録いただいていること。
- お客様が貴金属投資の特徴、仕組み、リスク等についてご理解されていること。
貴金属投資は、特有のファンダメンタルズ（経済の基礎的要因）に影響を受け、特有のリスク要因があります。特に金は、一般に以下の傾向があるとされており、注意が必要です（但し、必ずしもこのとおりに価格が変動するとは限りません。）。
 - ・ 歴史的に米ドルと逆相関の関係にあります。
 - ・ 歴史的にインフレ時には上昇する傾向があります。
 - ・ 歴史的に国際情勢が緊迫すると上昇する傾向があります。
 - ・ 世界主要各国の金融政策によって大きく動く場合があります。
- お客様が当社に開設されている総合証券取引口座又は法人口座その他の口座等において、不足金等がないこと。
- 『金・プラチナ取引規定』及び『金・プラチナ取引ルールについて』（本説明書）等を電子的に交付することに同意いただけること。
金・プラチナ取引のお申込み時に、本ルール、金・プラチナ取引規定を書面に代えてWEBでご確認いただくこととしますので、電子的に交付することにご了承いただく必要があります。

3. 取引の方法

金・プラチナ取引は、取引所取引ではなく、お客様と当社との間の相対取引によって行われます。

当社は、お客様から受け付けた全てのご注文について、同一内容の注文を業務提携先事業者に対して発注

し、業務提携先事業者との間で成立した取引内容について、お客様と当社との間で成立させます。

4. 取扱銘柄

金・プラチナ取引では、「金」「プラチナ」「銀」の3銘柄を取扱います。

当社で取扱う「金」及び「銀」の地金は、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）の受渡供用品として規定された純度99.50%以上の金及び純度99.90%以上の銀です。「プラチナ」の地金は、ロンドンプラチナ&パラジウム市場（LPPM）の受渡供用品として規定された純度99.95%以上のプラチナです。

金・プラチナ取引は、ロンドン市場において買付け及び保管を行うため、貴金属の地金代金に消費税はかかりません（手数料には消費税がかかります。）。

5. 取引の種類と金額

金・プラチナ取引における買付けの方法は、定額積立、定量積立、スポット購入の3種類の購入方法からお選びいただけます。但し、同一銘柄での定額積立と定量積立の同時設定はできません（例えば、「金」について定額積立を、「プラチナ」について定量積立を、それぞれ同時に設定することはできますが、「金」について定額積立と定量積立を同時に設定することはできません。）。

お取引の方法は、以下のとおりです。

① 定額積立

毎月一定額を積み立てる方法です。

「金」「プラチナ」「銀」それぞれ月々1,000円以上1,000円単位で、自由に組み合わせて積み立てることができます。定額積立を設定されますと、毎月、同一金額のお申込みをいただいたものとみなして継続的に積み立てます。また、ボーナス期などにご利用いただける年2回の増額設定が可能です。

② 定量積立

毎月一定量（グラム数）を積み立てる方法です。

「金」「プラチナ」は月々1グラム以上1グラム単位で、「銀」は月々10グラム以上10グラム単位で、それぞれ自由に組み合わせて積み立てることができます。定量積立を設定されますと、毎月、同一グラム数のお申込みをいただいたものとみなして継続的に積立を行います。また、ボーナス期などにご利用いただける年2回の増量設定が可能です。

③ スポット購入

お好きな時に、ご注文の時点で当社が発表する価格で買い付ける方法です。

金額指定及びグラム指定が可能です。金額指定は1,000円以上1,000円単位で、グラム指定は、「金」「プラチナ」については1グラム以上1グラム単位で、「銀」については10グラム以上10グラム単位で、それぞれご指定いただけます。金額指定の場合、ご指定の金額から手数料（税込）が差し引かれます。

④ 売却

お好きな時に、ご注文の時点で当社が発表する価格でご売却でき、金額指定、グラム指定及び全量売却のいずれかを選択いただくことが可能です。

金額指定は1,000円以上1,000円単位で、グラム指定は、「金」「プラチナ」については1グラム以上1グラム単位で、「銀」については10グラム以上10グラム単位で、それぞれご指定いただけます。金額指定の場合、ご指定の金額から手数料（税込）が差し引かれます（但し、以下6のとおり、売却手数料は無料いたします。）。

全量売却は、お持ちの全重量をご売却いただけます（但し、同一約定日にご購入された重量は、翌約定日以降に売却が可能となります）。

6. 手数料

① 年会費

無料

② 定額積立及び定量積立

売買代金の2.5%＋消費税

- ③ スポット購入
 売買代金の2.5%+消費税
- ④ 売却
 無料
- ⑤ 保管料
 無料

7. 積立取引の買付けの方法

① 定額積立

購入代金をお支払いいただいた（引落しがあった）月の翌月の毎営業日の午前10時に、午前9時30分頃発表の小売価格にて、お申込み月額を翌月の営業日数で割った一定金額で買い続けます（毎営業日の購入金額は申込金額を翌月の営業日数で割った金額の整数部分とし、端数はその月の第1営業日に上乘せします。また、買付けに伴う手数料（税込）は、1ヵ月分をまとめて引き落とされます。引落しのタイミングは以下9.をご参照ください*。）。

*取引報告書及び取引画面では、1ヶ月のお取引内容をわかりやすく表示するため、取引が行われた月の第1営業日に記載いたします。

② 定量積立

積立設定をいただいた翌月の毎営業日の午前10時に、午前9時30分頃発表の小売価格にて、お申込みグラム数を翌月の営業日数で割った一定重量で買い続けます（毎営業日の購入重量は申込グラム数を翌月の営業日数で割った重量の小数点以下6位を切り上げた5位以上の部分とし、当該重量に営業日数を乗じた重量と当初のお申込重量との重量の差分は、その月の第1営業日の購入重量より差し引きます。）。ご購入金額（手数料（税込）含む。）は、毎営業日、証券口座から引き落とします。

8. 金銭の払込み

金・プラチナ取引では、総合証券取引口座のお預かり金の範囲内で、「金」「プラチナ」「銀」をご購入いただくことが可能です。引落しは、定額積立は月1回（引落しのタイミングは以下9.をご参照ください。）、定量積立とスポット購入はご購入の都度行います。購買余力が引落金額に満たず、引落不能となった場合、買付けは行われません（複数銘柄の積立を設定した場合、「金」、「プラチナ」、「銀」の順に引き落としを行います。）。また、引落完了後に積立取引の買付けを停止することはできません。

なお、定量積立取引においては、総合証券取引口座その他の口座において不足金が発生した場合などお客様の購買余力に不足が生じた場合には、払込みがなされず、月中であっても取引が停止されます。

9. 積立取引の申込期限、引落日、積立開始日、金額（重量）変更及び積立停止

定額積立及び定量積立の申込み、引落日、積立開始、金額（重量）変更及び積立停止のタイミング等は以下のとおりです。

① 定額積立

- a. 積立申込期限：毎月25日（土日祝日の場合は翌営業日）の午前7時
- b. 購買余力の拘束日時：積立申込期限の午前7時30分頃
 購入金額の引落しは、積立申込期限の2営業日後に行われます。
- c. 積立開始日：購入代金をお支払いいただいた（引落しが行われた）月の翌月の第1営業日より
- d. 積立金額の変更：上記積立申込期限までに変更し、引落しが完了すれば、翌日より変更
- e. 積立停止：上記積立申込期限までに停止設定を行えば、当月末をもって停止
- f. 積立解除：余力不足等により、連続3ヶ月、引落不能となった場合

② 定量積立

- a. 積立申込期限：毎月25日（土日祝日の場合は翌営業日）の午前7時
- b. 購買余力の拘束日時：ご購入の都度（毎営業日午前9時30分頃）
 購入金額の引落しは、各購入日の2営業日後に行われます。
- c. 積立開始日：積立をお申込みいただいた月の翌月の第1営業日より

- d. 積立重量の変更：上記積立申込期限までに変更すれば、翌日より変更
- e. 積立停止：上記積立申込期限までに停止設定を行えば、当月末をもって停止
- f. 積立解除：余力不足等により、連続5営業日、引落不能となった場合（※引落不能回数のカウントは月末でリセットされます。）

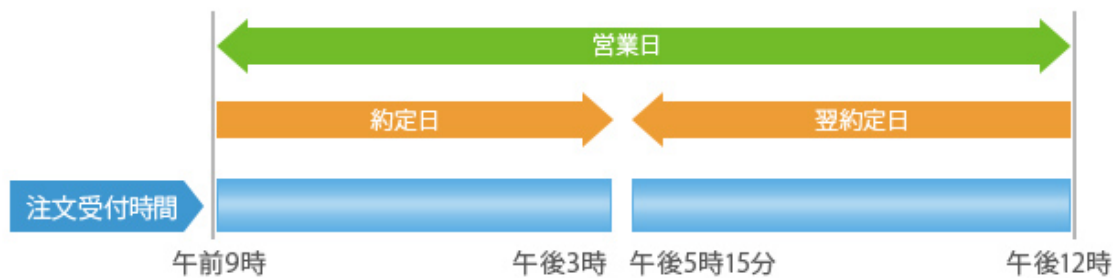
10. 取扱時間

金・プラチナ取引のお取引時間は、年末年始（12月31日～1月3日）・土日祝日を除く月曜日から金曜日までの、午前9時から午後3時まで及び午後5時15分※から午後12時までです。

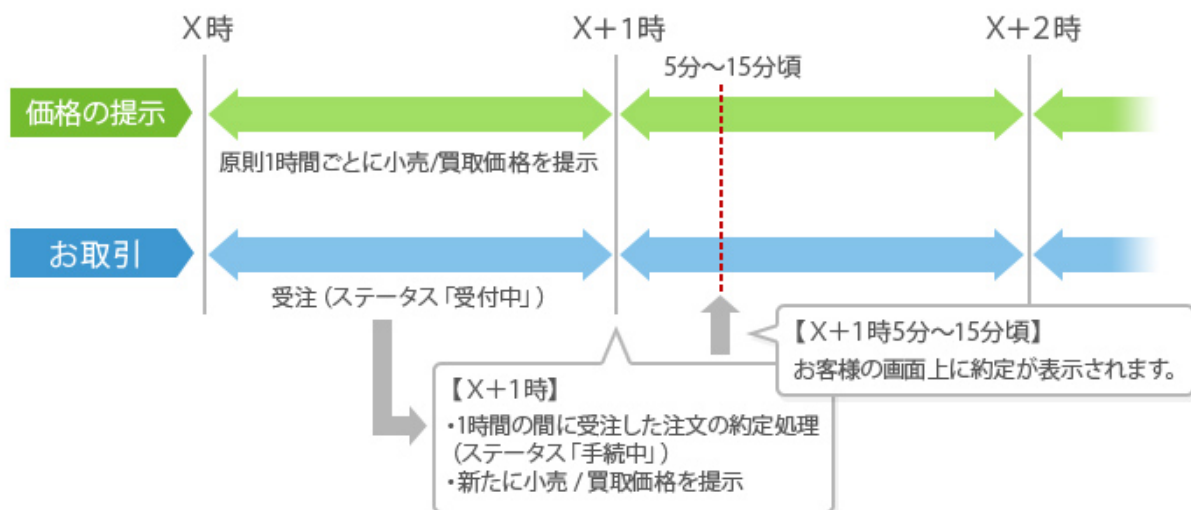
営業日の午前9時より原則1時間毎に、「金」「プラチナ」「銀」の当社小売価格及び買取価格を発表いたします（午前9時台のみ午前9時30分にも発表します。午前9時30分の発表価格が当日の積立価格となります。）。スポット購入又はスポット売却をされるお客様は、当社があらかじめ発表した小売価格又は買取価格にてご購入又はご売却いただくことができます。ご注文は毎正時（1時間ごと）に約定します。ご注文は毎正時における約定処理時刻までの間、「受付中」のステータスとなり、取消しが可能です。一方、約定処理を行う時刻になると「受付中」から「手続中」となり、取消しすることはできません。

※当社内のシステム処理の終了状況により、夕刻の取引開始時刻は前後します。

【図：取扱時間】



【図：価格の提示とお取引】



※ 価格提示のタイミングでは、新たに価格が提示されるまで、ご購入又はご売却いただけない場合があります。

1.1. 約定日、受渡日

当社での金・プラチナ取引における、取引の日付に係る定義は以下のとおりです。上記「1.0. 取扱時間」の図を併せてご参照ください。

受渡しは、「約定日」単位で行います。

約定日：前営業日の午後3時から当営業日の午後3時までを「約定日」とします。

受渡日：約定日の2営業日後（T+2）

1.2. 注文の種類

当社での金・プラチナ取引の注文の種類は、以下のとおりです。

	「金」「プラチナ」「銀」共通
定額積立 定量積立	設定、変更、停止
スポット購入 スポット売却	購入、売却、取消 ※訂正する場合は、一旦取り消してから再度発注してください。 ※約定後の取消しはできません（上記1.0. ご参照）。

1.3. 注文の上限

1 注文当たりの上限金額（重量）は以下のとおりです。

定額積立取引 1億円

定量積立取引 金・プラチナは25kg、銀は1,250kg

スポット購入、売却

金額指定 1億円

グラム指定 金・プラチナは25kg、銀は1,250kg

1.4. 貴金属の引出し、預け入れ

原則として、当社でご購入いただいた「金」「プラチナ」「銀」の引出し及び当社への「金」「プラチナ」「銀」のお預入れはできません。

なお、例外的に引出し又は預入れを行う場合には、配送料・保険料又は鑑定料に係る実費のほか、引出料又は預入料をお支払いいただきます。また、引出料には、引出時点の貴金属の時価に係る消費税相当額が含まれます。

1.5. 取引情報の照会

お取引画面においてお客様の取引の履歴をご確認いただけるほか、取引報告書及び取引残高報告書を電子交付いたします。

1.6. お預かり方法

消費寄託によるお預かりとし、当社は、お預かりした「金」「プラチナ」「銀」を、当社が適切と判断する方法で運用します。運用により得られた収益は当社に帰属するものとします。

※消費寄託（しょうひきたく）とは

消費寄託された場合、「金」「プラチナ」「銀」の所有権は当社に移り、お客様は当社に対して同種、同等、同量の「金」「プラチナ」「銀」の返還請求権を取得します。

1.7. お客様の資産の保全

当社では、消費寄託によりお客様よりお預かりした「金」「プラチナ」「銀」及びこれらを購入するために

お客様よりお預かりした金銭について、万一、当社が破綻した場合であっても、お客様の資産が保全されるように、お預かり残高相当分の金銭を他の資産と区分して管理いたします。

18. クーリングオフの非適用

お客様が行った貴金属地金の売買について、お客様は成立した取引に係る売買契約の解除を請求することができないものとします。

19. 障害時等の取扱いについて

別途定める「[金・プラチナ取引における障害時等に関する取扱いについて](#)」をご覧ください。

以上

(2017年11月)